

# 70歳からの国民健康保険

国民健康保険に加入している方が70歳になると、最上地区広域連合から「**高齢受給者証**」が交付されます。

- 「**高齢受給者証**」は、医療を受けるときの窓口負担の割合を示す証明書になります。
  - 病院や薬局の窓口では、**保険証**と一緒に「**高齢受給者証**」を必ず提示してください。
  - 「**高齢受給者証**」を提示することで、決められた自己負担で医療を受けることができます。
- 〔※平成26年4月2日以降に70歳になった人は2割。平成26年4月1日までに70歳以上になっている人は特例措置により1割。現役並み所得者は3割。〕

## 対象となる期間

「**高齢受給者証**」で医療を受ける期間は、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から75歳の誕生日の前日までとなります。

75歳の誕生日からは、**後期高齢者医療保険**に加入します。

# 後期高齢者医療保険の障がい認定

65歳～74歳で一定の障がいのある方は、**後期高齢者医療保険**に加入できます。加入を希望する場合は、役場町民課窓口で手続きをして、**障がい認定**を受けてください。

- 認定を受けることにより、保険料や窓口負担が変わります。詳しくは、役場町民課窓口にご相談ください。
- 一度認定を受けた方でも、74歳までは、いつでも**障がい認定**を取り下げることができます。取り下げの場合は、役場町民課窓口で手続きをしてください。

## 加入できる障がいの基準

障がいの区分	程 度
身体障害者手帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1級～3級、</li> <li>● 4級のうち以下の障がい                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①音声、言語機能の著しい障がい</li> <li>②両下肢のすべての指を欠く</li> <li>③一下肢の下腿1/2以上を欠く</li> <li>④一下肢の機能の著しい障がい</li> </ul> </li> </ul>
精神障害者保健福祉手帳	● 1級、2級
療育手帳	● A（重度）
国民年金法等の障害年金	● 1級、2級

## 障がい認定の手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳
- 国民年金等証書 など
- 印鑑（みとめで可）



●お問い合わせ先……………町民課住民担当 ☎62-2111（内線233）